

告示

埼玉県告示第九百二十二号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年八月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 知事指定薬物

- イ N―（一―アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソブタン―二―イル）―五―
―ブromo―一―ブチル―H―インダゾール―三―カルボキシアミド（ADB
―五Br―BUTINACA）及びその塩類
- ロ N―エチル―二―（二―〔四―イソプロポキシフェニル〕メチル）―五―
ニトロ―H―ベンゾ「d」イミダゾール―一―イル〕エタン―一―アミン（N
―Desethylisotoniazene）及びその塩類
- ハ （二R・三R）―二―（ベンゾ「d」〔二・三〕ジオキソール―五―イル）
―三―メチルモルフォリン、（二S・三S）―二―（ベンゾ「d」〔二・三〕
ジオキソール―五―イル）―三―メチルモルフォリン（三・四―MDPM、三
―MDPM、三・四―Methylenedioxyphenmetrazine）及びそれらの塩類

二 効力発生の日

令和六年八月八日